

鳥取県告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
湯梨浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東郷都市計画下水道事業 湯梨浜町公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年12月16日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
追加する部分
湯梨浜町大字長江字上敷手、字畷崎、大字門田字小池、大字長和田字井尻、字三通田、大字佐美字鯨、大字野花字野花川、大字中興寺字深田、大字田畑字高柳の各一部